

# 大津市協働のまちづくり推進計画 改定計画



令和 3(2021)年度～令和 6(2024)年度



大津市

令和3(2021)年 3 月



## はじめに

本市では、市民・市民団体、事業者及び市が力を合わせて「みんなのための」公共サービスを「みんなで支え」、誰もが愛着と誇りをもち、住み続けたいくなる大津の実現を目指して平成 23（2011）年 4 月に「大津市『「結（ゆい）の湖都』協働のまちづくり推進条例（以下、「条例」という。）」を施行しました。

また、大津市総合計画基本構想（平成 29（2017）年度～令和 10（2028）年度）においても、まちづくりの基本理念や将来都市像を定める中で、持続可能な都市経営とともに、三者協働によるまちづくりを積極的に進め、互いの立場や考え方の違いを尊重し、それぞれが主体的に支えあえる「共助社会」の確立をうたっています。そのため、条例第 13 条第 5 項の規定に基づき第 2 期の協働推進計画である「大津市協働のまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）」を策定し、三者協働によるまちづくりの推進に取り組んできました。

一方で、これまで人口増加が続いてきた本市においても、人口減少の局面を迎え、少子高齢化がさらに進むことが予測されています。そのため、地域のまちづくりの現場では、まちづくりの担い手不足や固定化などがより大きな課題となっており、地域の多様な主体による協働のまちづくりを進めることがますます重要となっています。

このような時代の変化に対応し、これまでの取組の進捗状況や社会情勢を踏まえたより実践的な計画へと見直すことを目的に、平成 29（2017）年 3 月に策定した推進計画を改定する「大津市協働のまちづくり推進計画改定計画（以下「改定計画」という。）」を策定いたしました。

改定計画では、令和 2（2020）年度までの推進計画の成果や課題、社会情勢を踏まえた 4 つの視点を掲げ、令和 3（2021）年度以降の協働のまちづくりを全庁的に推進していきます。

令和 3（2021）年 3 月

大津市長 佐藤 健司

# 目 次

第1章 改定計画の位置づけ	
1 改定計画の位置づけと計画期間 .....	1
2 改定計画の構成 .....	2
3 改定計画の策定体制 .....	2
第2章 見直しの背景	
1 本市や地域を取り巻く環境 .....	3
2 市民意識 .....	5
第3章 推進計画前期の成果と課題	
1 推進計画が目指すもの .....	7
2 推進計画の取組状況 .....	7
3 推進計画前期の成果と課題 .....	8
第4章 改定計画の方向性	
1 課題の整理 .....	13
2 課題への対応と4つの視点 .....	14
第5章 4つの視点と取組	
4つの視点と施策の体系 .....	15
視点1 広報・広聴の充実 .....	17
視点2 本市の地域との協働体制の確立 .....	19
視点3 市民団体・事業者・大学等と地域との連携促進 .....	21
視点4 住民自治(地域自治)の推進 .....	23
第6章 改定計画の推進体制	
1 改定計画の進捗管理 .....	25
2 改定計画の実施体制 .....	25
参考資料 .....	26

第1章

# 改定計画の位置づけ

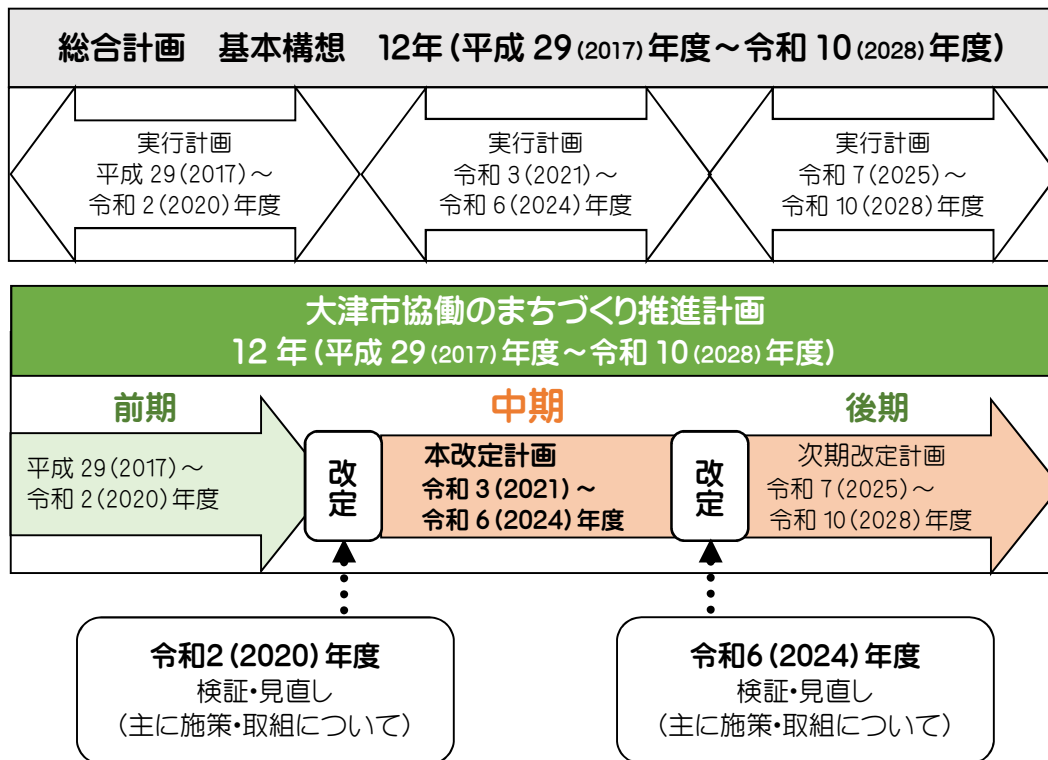
## 1 改定計画の位置づけと計画期間

大津市では、条例第 13 条に基づき、協働のまちづくりにより「愛着と誇りをもって、住み続けたい大津」を実現できるよう、平成 29(2017)年 3 月に市の取組の基本方針と計画期間で成し遂げるべき重要な推進施策を定めた協働のまちづくり推進計画を策定しました。

改定計画は、推進計画の目標は踏襲し、前期で構築した協働を進めるための制度や仕組みを活用しながら、実践の段階として、中期以降の具体的な協働の施策や取組を示すものです。

なお、改定計画は令和 6(2024)年度までの期間とし、令和 7(2025)年度以降については、令和 3(2021)年度から4年間の成果や課題、社会情勢などを踏まえ、改めて検証・見直しを行います。

計画期間(総合計画との関係)



## 2 改定計画の構成

改定計画の構成は以下のとおりです。改定計画は推進計画の目標を踏襲し、社会情勢の変化や推進計画前期の成果と課題を踏まえ、**新たに4つの視点**を掲げ、協働のまちづくりを推進していきます。

### 第1章 改定計画の位置付け

・改定計画の位置づけと計画期間、改定計画の構成、改定計画の策定体制

### 第2章 見直しの背景

・本市や地域を取り巻く環境、市民意識

### 第3章 推進計画前期の成果と課題

・推進計画が目指すもの、推進計画の取組状況、推進計画前期の成果と課題

### 第4章 改定計画の方向性

・課題の整理、課題への対応と4つの視点

### 第5章 4つの視点と取組

・4つの視点と施策の体系、視点ごとの取組

### 第6章 改定計画の推進体制

・改定計画の進捗管理、改定計画の実施体制

## 3 改定計画の策定体制

改定計画は、時代の変化に対応し、協働によるまちづくりの推進を実効性あるものとするため、庁内の協働の推進組織である「大津市職員協働推進本部」や市長の附属機関として設置している「大津市協働を進める三者委員会」の審議を踏まえて策定を進めました。

第2章

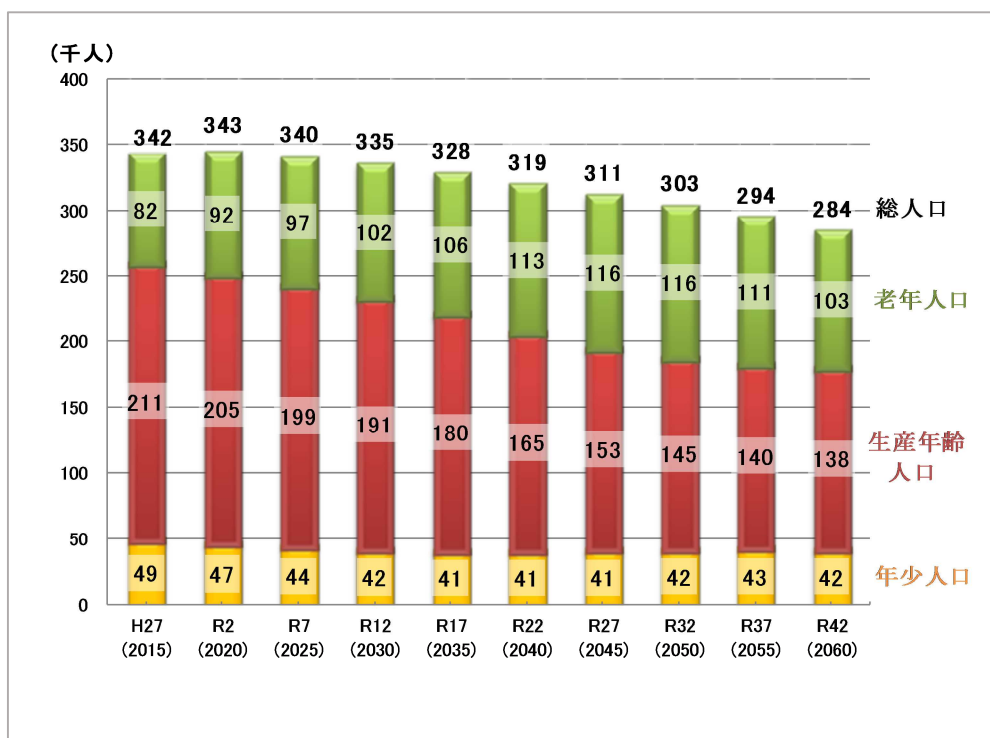
# 見直しの背景

## 1 本市や地域を取り巻く環境

### ①人口減少・少子高齢化の進行

短期的には増加傾向にある大津市の人口ですが、長期的には減少していくことが想定されます。また、人口構成を見ても、年少人口(0～14歳)、生産年齢人口(15～65歳)が減少する一方、老年人口(65歳以上)が増加していくことが予想されます。令和42(2060)年には、年少人口が約15%となる一方、老年人口が35%を超えることが見込まれます。(図表1参照)

図表1 大津市将来展望人口



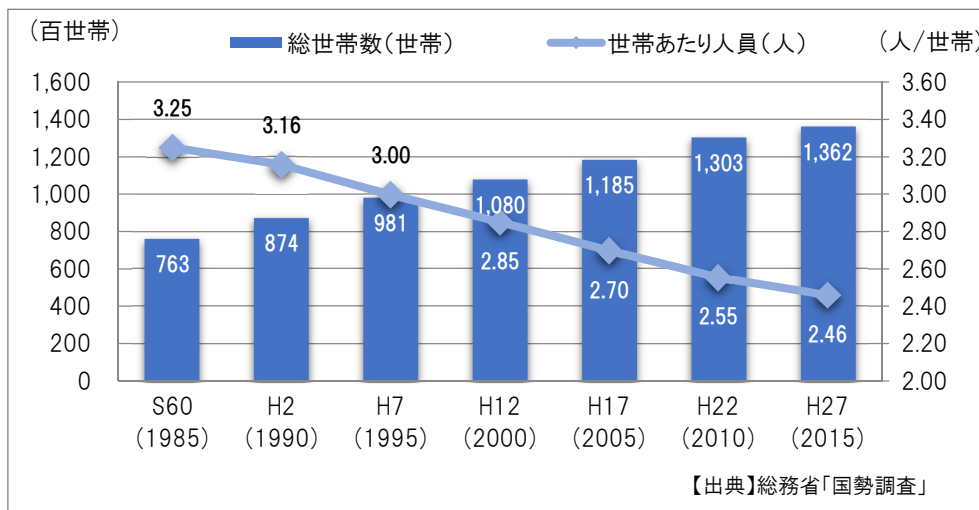
(出典:第2期大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略(令和2(2020)年4月策定))

## ②世帯構成の変化と自治会加入率の低下

大津市での総世帯数は増加傾向にありますが、中でも単独世帯と夫婦世帯が増え、夫婦と子世帯が減少傾向にあります。そのため、世帯あたりの人員は減少傾向にあり、平成 12(2000)年には 3 人を下回り、平成 27(2015)年には 2.46 人となっています。(図表 2 参照)

また、地域のまちづくり活動の担い手の中心となっている自治会は、市内に現在720団体あります。自治会加入率は、平成 2(1990)年度は 81.7%となっていました。総世帯数が増加する一方で、自治会加入世帯数が減少しており、自治会加入率は減少傾向にあります。近年は年1%程度の割合で減少しており、令和 2(2020)年度には約 57.6%になっています。

図表 2 総世帯数・世帯あたり人員の推移



### 自治会加入促進の取組

大津市でも年々、自治会加入率が低下するなか、自治会加入を促進するため、自治連合会や民間事業者と協力して、以下の取組を行っています。

- ◆ 大津市自治連合会による「自治会加入促進のてびき」や「自治会加入促進チラシ」の作成
- ◆ 行政窓口や不動産取引業者の窓口での「自治会加入促進チラシ」の配布
- ◆ 各学区の自治会活動を紹介するための事例集の発行
- ◆ 広報おおつでの各学区の特色や活動の紹介



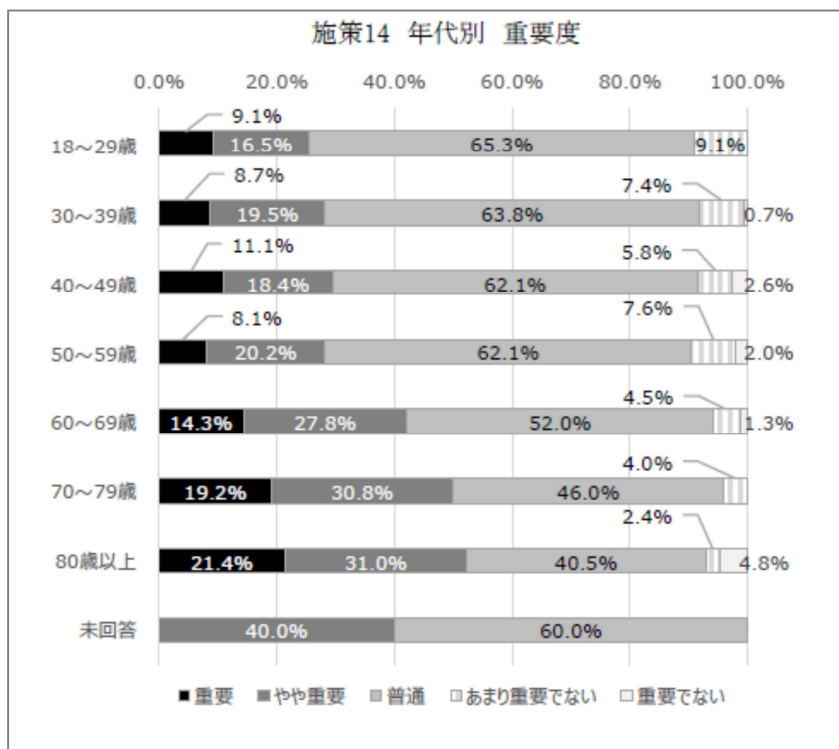
## 2 市民意識

大津市総合計画第1期実行計画の取組成果やまちづくり施策に関する市民意識を把握するため、令和元年度に「大津市のまちづくりに関する市民意識調査」を実施しました。実行計画では40の施策を定め、「市民活動と協働の推進」をその一つに位置づけており、今回の市民意識調査では、施策ごとにその満足度や重要度を調査しました。

調査結果では、「市民活動と協働の推進」の満足度は26位で平成27(2015)年度の同調査時の35位から上昇しました。しかし、重要度は37位(前回35位)と依然として低い状況にあります。

重要度については、年代が上がるほど上昇する傾向にあり、60歳以上では重要とやや重要を合わせて4割以上となっていますが、59歳以下では3割を下回っています。(図表5)また、居住年数別では、本市への居住年数が長いほど重要度も上がる傾向にあります。(図表6)

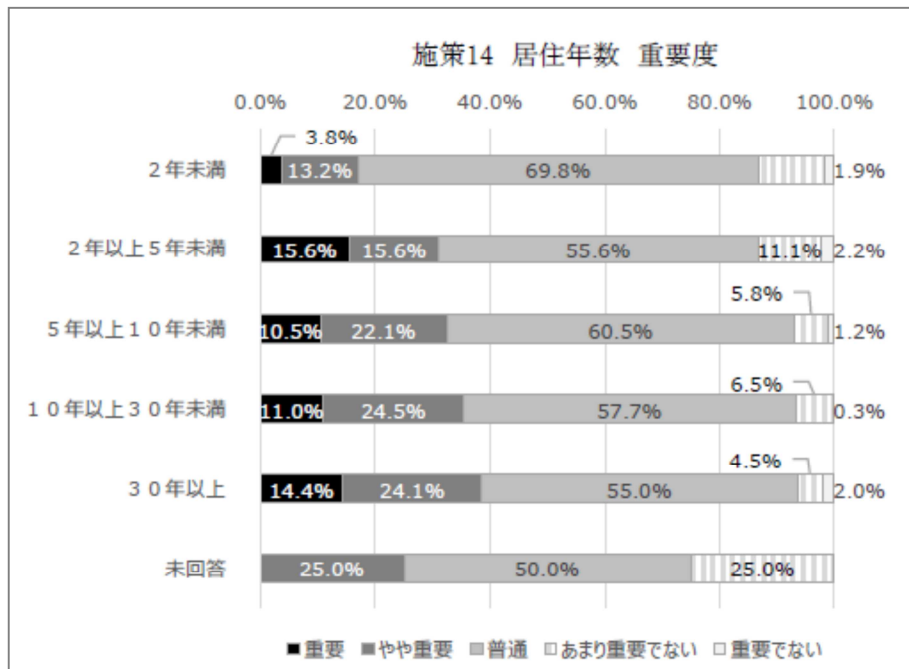
図表5 市民活動と協働の推進に対する年代別の重要度



(出典:令和元年度大津市のまちづくりに関する市民意識調査)



図表6 市民活動と協働の推進に対する居住年数別の重要度



(出典:令和元年度大津市のまちづくりに関する市民意識調査)

「市民活動と協働の推進」に対する自由記述では、非自治会員の増加、自治会役員の高齢化や担い手不足などによる自治会活動の困難化、地域のことは地域住民でできるような意識付けの推進などの意見が出されています。

性別	年代	自由記述
女性	70～79歳	高齢化で自治会も動きにくい。役員に負担がかかりすぎないように、これまでの活動をスリム化しなければ、担い手がなくなる。
男性	60～69歳	自治会の活動は、地域によって差があります。
女性	40～49歳	高齢化や世帯人数の減少のため、市民活動への参加が難しいことが多い。
男性	40～49歳	ライフスタイルが多様化しているので、無理に協働しなくてよい。
女性	60～69歳	自治会に頼らないまちづくりを進めてほしい。(非自治会員が増加している)
男性	40～49歳	自治会活動などが以前よりも、活動難になっている。
男性	60～69歳	自分が住む地域は、住民が共に考え行動して良くする。公共機関にすべて任せるのではない意識付けを推進する。
女性	30～39歳	新興住宅が多すぎて、コミュニティがあるとは言えない。

(出典:令和元年度大津市のまちづくりに関する市民意識調査)

第3章

# 推進計画前期の成果と課題

## 1 推進計画が目指すもの

推進計画では「人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津」を実現するためのまちの状態として、公共サービスを三者で担う持続可能な大津、つまり「みんなが活躍する『協働のまち 大津』」となることを目指しています。

計画が目指す地域社会の姿

**みんなが活躍する『協働のまち 大津』**

## 2 推進計画の取組状況

推進計画では3つの基本方針と1つの推進体制のもと、17の基本施策、54の取組を掲げ、協働を推進してきました。令和元(2019)年度の時点で50の取組を試行・実施しています。

基本方針	基本施策	取組	取組	
			実施済	未実施
<b>基本方針1</b> 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進	4	10	10	0
<b>基本方針2</b> 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進	3	6	6	0
<b>基本方針3</b> 公共の担い手・協働の主体の充実(担い手や主体を豊かにする)	6	25	23	2
<b>推進体制</b> 三者協働を豊かにするための市政における推進体制の充実	4	13	11	2

※未実施には、検討など何らか着手したが試行・実施に至っていないものを含みます。

### 3 推進計画前期の成果と課題

#### ①基本方針1

#### 「市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進」の成果と課題

##### 成果

- より多くの市民にとって分かりやすく、関心を持ってもらえる広報活動ができるよう、広報ガイドラインを策定しました。
- 各種 SNS、スマートフォンアプリ、分野別のメール配信の活用によって、届けたい相手に合わせた情報の発信ができるようになりました。
- 事業レビューやパブリックコメント、意見交換会などによって、市の施策に対する市民参画の機会が増加しました。

##### 課題

- 広報活動や市からの情報提供について、より地域の特色や課題に即したものと充実を図っていく必要があります。
- 地域の特色や課題について、より多くの市民・市民団体及び事業者と共有することが必要です。

これまで、主として市が担ってきた公共サービスにおいても、市から積極的に情報を提供し、協働によって実現する環境を整えるため、推進計画前期では、市政情報の公開や市政への参画の機会の拡充、市の施策・事業の協働可能性を検討・評価する機会の提供、市からの提案による協働事業の創設を基本施策に掲げて、取組を進めてきました。

一方で、人口減少・少子高齢化や世帯構成の変化など、本市を取り巻く環境の大きな変化により、地域課題も複雑化・多様化してきており、これまで市が行ってきた一律的な公共サービスによるまちづくりに加えて、地域の特色に応じたまちづくりを推進する重要性が高まっています。

今後は、多様化する地域課題に対応するため、市と市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体との協働によるまちづくりを推進することが重要です。そのため、地域課題やニーズを地域全体で把握し、共有するとともに、それぞれの地域の将来像やまちづくりの目的も共有することが必要です。

## ②基本方針2

### 「市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進」の成果と課題

#### 成果

- 市民・市民団体及び事業者が地域課題の調査・分析・把握ができるように、市の有する各種情報をオープンデータとして公開しました。
- 市民活動センターによる「市民公益活動団体の調査」及び「事業者のCSRに関する調査」で、市民団体及び事業者の有する社会資源等の情報収集を行いました。

#### 課題

- 地域の課題を調査、分析し、地域資源を掲載した情報を、市民や市民団体が自由に使うことができるなど、誰もが活用しやすい仕組みづくりが必要です。
- 地域とともに協働できるよう市の各担当所属が分野を横断して連携できる体制の充実が必要です。

市民・市民団体及び事業者が市と協働で行う必要がある、もしくは市と協働で行うことでより充実すると考える公共サービスや課題解決に向けた提案について、市が積極的に受け止められる環境や体制を整えるため、推進計画前期では、市民・市民団体及び事業者による地域課題の分析や地域課題の解決に向けた取組の情報発信、市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の創設を基本施策に掲げて、取組を進めました。

これまで取り組んできた様々な形での協働事業は、テーマごとに市の担当所属と市民団体とが協働して、課題解決に取り組むことが中心でした。

今後は、地域単位での課題を調査、分析し、課題ごとの対応状況の記録、また地域の資源等をまとめたものを地域や市の各担当所属が情報共有をするとともに、市の各担当所属が分野を横断して連携し、地域とともに協働できる体制を充実させることが重要です。

### ③基本方針3

#### 「公共の担い手・協働の主体の充実(担い手や主体を豊かにする)」の成果と課題

#### 成果

- 市民団体等の取組について効果的に広報を行い、資金・資源を自ら得ることができるようになるため、市民活動センターによる広報力アップ講座など各種研修を開催しました。
- 市民、市役所の職員を対象として「大津市まちづくりガイドブック」を作成し、市民団体や各大学等に配布し、まちづくりについての理解を図りました。

#### 課題

- 市民団体や事業者の有するノウハウや資源を地域活動に活用する仕組みづくりが必要です。
- まちづくりの担い手となる様々な団体・個人が参加し、また連携・協力しながら、それぞれの地域の特色に応じたまちづくりが必要です。
- 市民団体がまちづくりの担い手として、自立して持続的に活動を行えるよう、人材育成や財源確保が必須です。

三者協働によるまちづくりを推進するため、推進計画前期では、協働の主体である市民・市民団体及び事業者により展開される公共サービスや市民・市民団体及び事業者の協働を豊かにするためのしくみや環境整備を基本施策に掲げて、取組を進めてきました。

パワーアップ・市民活動応援事業や市民活動センターでの各種情報発信事業によって、協働の主体となる市民団体の活動の充実や事業者とのネットワークが構築された一方で、自治会など地縁型の市民団体の一部では、役員の固定化や高齢化など、担い手不足が深刻化してきています。

今後は、まちづくりのそれぞれの分野において知識や資源、ノウハウを有する市民団体・事業者が、地域の活動に参加することで、地域における担い手不足の解消や地域活動を持続的なものとし、それぞれの地域の特色に応じたまちづくりを行っていく必要があります。

④推進体制

「三者協働を豊かにするための市政における推進体制の充実」の成果と課題

成果

- 協働のまちづくり推進計画に紐づく各種施策の実施、評価、見直しにあたり、定期的に職員協働推進本部を開催しました。
- 協働を進める三者委員会と職員協働推進本部による協働事業の実施状況の調査を行い、推進計画の進捗確認を行いました。

課題

- 地域において様々な団体・個人が参加し、連携・協力しながらまちづくりを進める組織体制の充実とともに、市では、地域の様々な課題に対して協働によって対応するため、**組織横断的な庁内連携体制のさらなる充実**が必要です。

3つの基本方針に基づき、様々な場で三者協働が活発に行われるようなまちを創り出すため、市における推進体制の充実を図り、推進計画の実行性を高めることを基本施策に掲げて、取組を進めてきました。

しかしながら、基本方針2の成果と課題でも挙げたとおり、これまで取り組んできた様々な形での協働は、テーマごとに市の担当所属と市民団体とが協働して、課題解決に取り組むことが中心でした。

今後、地域課題が複雑化・多様化し、地域の特色に応じたまちづくりが求められる中、多様な主体による協働のまちづくりを進めるためには、地域において様々な団体・個人が参加し、連携・協力しながらまちづくりを進める組織体制の充実とともに、市においても組織横断的な庁内連携体制のさらなる充実が必要です。

市民団体とは

市民団体を大きく2つに分けると以下の類型に分けることができます。

地縁型の市民団体

自治会など、地域的なつながりを基礎として構成された団体

テーマ型の市民団体

公共的・公益的な特定のテーマを掲げ活動する団体など、同一の目的意識によるつながりを基礎として構成された団体

協働のまちづくりの事例

木工あそびでつむぎひろがる事業



シニア世代のもつ、木工細工というスキルをいかし、公共施設で行政とともに木工工作教室を開催することで、多世代交流の場の創出、また木工工作等のあそびを次世代へつないでいく事業です。

団体と行政がそれぞれの現状を共有し、役割分担等協議を進め事業の実施に至りました。

地域福祉サポーターとんかち



子育て総合支援センターゆめっこ

事前の丁寧な打ち合わせや当日お手伝いいただくことで、事業をスムーズに実施できています。活動の機会を定期的に提供していただくことで私たちシニア世代のもつスキルを発揮できる場となっているとともに、幼児に対する専門的な知識を得る事ができ、色々な場面で役に立っています。

「とんかちさんコーナー」はいつも大人気です。木のおもちゃの素朴なぬくもりと、とんかちさんとのふれあいに心があたたかくなる、笑顔あふれるコーナーです。参加した親子にとっても普段関わることの少ないシニア世代との交流の場になっています。

協働による成果

団体にとっては、行政と一緒に事業を実施することで当日の運営支援だけでなく、行政が持つ専門的な知識（幼児にとって安全で使いやすい遊具の形状、材質、アレルギーに関する知識など）を得ることができ、団体の今後の活動を幅広いものへと発展させることができました。また行政にとっても、計画的な事業運営に繋がっていると同時に、子育て世代だけでなく多世代交流の場として幅広い世代の居場所づくりに繋がりました。



第4章

# 改定計画の方向性

## 1 課題の整理

### ①本市や地域を取り巻く環境の変化による課題

本市においても、人口減少と少子化、超高齢化の進行、核家族世帯や単身世帯の増加などによる住民ニーズやライフスタイルの多様化、また、自治会加入率の低下などによる地域コミュニティの希薄化が進んできています。地域の状況も様々であり、地域の実情に応じたまちづくりが必要です。

課題	<u>地域の特色や実情に応じたまちづくりの推進</u>
----	-----------------------------

### ②市民意識調査結果に基づく課題

調査結果では、本市における「市民活動と協働の推進」に対する市民の重要度は高くない状況です。また、自由記述では、役員の高齢化や担い手不足などによって地域活動の継続が困難になっている状況が伺えます。

課題	<u>協働による地域活動の担い手の充実と意識醸成</u>
----	------------------------------

### ③推進計画前期の課題

推進計画前期の3つの基本方針・推進体制の課題は、次の4点に分けることができます。

課題	基本方針1	基本方針2	<u>市が有する様々な情報の提供や活用の工夫</u>
----	-------	-------	----------------------------

課題	基本方針2	推進体制	<u>市の組織横断的な庁内連携体制の充実</u>
----	-------	------	--------------------------

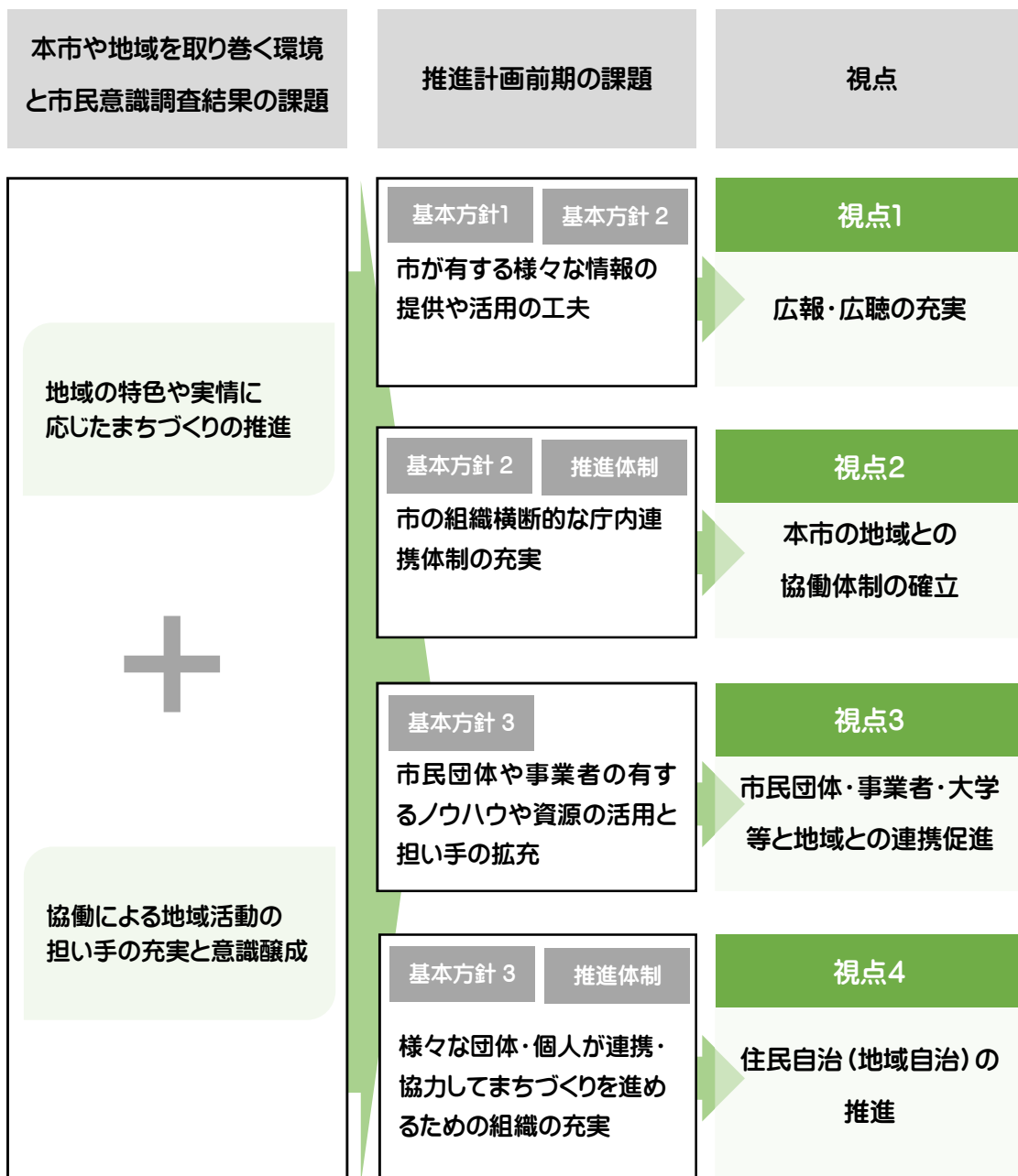
課題	基本方針3	<u>市民団体や事業者の有するノウハウや資源の活用と担い手の拡充</u>
----	-------	--------------------------------------

課題	基本方針3	推進体制	<u>様々な団体・個人が連携・協力してまちづくりを進めるための組織の充実</u>
----	-------	------	--



## 2 課題への対応と4つの視点

本市や地域を取り巻く環境、市民意識調査結果から「地域の特色や実情に応じたまちづくりの推進」と「協働による地域活動の担い手の充実と意識醸成」の2つの課題への対応が求められています。また、推進計画前期の4つの課題への対応も必要です。そのため、改定計画では、必要な対応を4つの視点に分け、視点ごとに取組を進めていきます。



第5章

# 4つの視点と取組

## 4つの視点と施策の体系

視点1 広報・広聴の充実	
施策	取組
市から発信する情報の充実	1-① オープンデータや地域カルテによる市政情報の活用
	1-② SNS、スマートフォンアプリ、メール配信システム等を活用した市政情報の発信
まちづくり活動事例の発信	1-③ 地域活動事例の集約及び発信
	1-④ 地域の自発的な情報発信の支援
広聴の充実	1-⑤ パブリックコメント、意見交換会等市の施策への意見聴取の機会の充実
視点2 本市の地域との協働体制の確立	
施策	取組
組織横断的な庁内連携体制の充実	2-① 大津市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の充実
	2-② 大津市協働を進める三者委員会との連携強化
	2-③ 庁内における協働事例の共有
協働の機会の拡充	2-④ コミュニティセンターの設置及びまちづくり協議会による運営
	2-⑤ 協働による事業委託の拡充

視点3 市民団体・事業者・大学等と地域との連携促進	
施策	取組
コーディネート機能の強化	3-① 市民活動センターによるコーディネート機能の充実
	3-② 市民活動センターによる人材育成機能の強化
マッチング機能の強化	3-③ 大津市まちづくり提案制度によるマッチングの拡充
ネットワークの形成	3-④ 市民活動センターによる各種連携・交流促進事業の実施
	3-⑤ 大学との連携促進
視点4 住民自治(地域自治)の推進	
施策	取組
連携・協力した地域のまちづくり活動への支援	4-① まちづくり協議会の設立及び運営支援の充実
	4-② まちづくり協議会の周知
	4-③ 先行学区の取組事例の共有
	4-④ 地域のまちづくりに合わせた支援のあり方の検討
地域活動の活性化	4-⑤ 自治会加入促進事業
	4-⑥ 地域活動事例の集約及び発信
中間支援機能の拡充	4-⑦ 市民活動センターの中間支援機能の強化

## 視点1 広報・広聴の充実

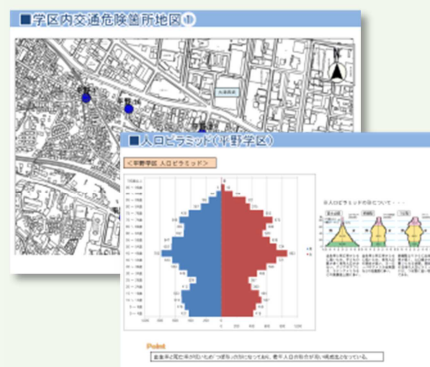
市と市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体との協働によるまちづくりを推進するためには、各主体がまちづくりの当事者としての意識を持って、地域課題やニーズを把握・分析し、情報共有をするとともに、それぞれの地域の将来像やまちづくりの目的を本市と地域の間で共有することが必要です。行政が持っている情報、地域が持っている情報を共有し、まちづくりに活用していくため、広報・広聴の充実を図ります。

### 施策 市から発信する情報の充実

取組	4年後の目標
<p><b>1-① オープンデータや地域カルテによる市政情報の活用</b></p> <p>地域が必要とする内容が掲載された地域カルテを作成し、情報を共有します。また、地域が必要とするデータについて、調査・研究を進めるとともに、大津市オープンデータポータルサイトに掲載するデータの種類や数を拡充させ、オープンデータの活用を図ります。</p>	<p>市民や事業者等の誰もがまちづくりの当事者として、これからの地域のまちづくりを考える際に、市から発信するオープンデータや地域カルテが十分に活用されています。</p>
<p><b>1-② SNS、スマートフォンアプリ、メール配信システム等を活用した市政情報の発信</b></p> <p>若者や子育て世代を含めた幅広い層へ情報を発信する方法の一つとして、Facebook や LINE、Instagram、スマートフォンアプリ、メール配信システム等を活用するとともに、それぞれの発信方法について運用を工夫します。また、様々な情報発信ツールにより、必要な人へ必要な情報を、よりきめ細やかに届けます。</p>	<p>複雑化・多様化する市民ニーズに対応するための情報発信ツールが充実し、必要な情報が必要な人や団体にいきわたる状態が進んでいます。</p>

### 地域カルテ

地域の将来人口や年齢構成、事故や犯罪の発生状況、防災マップ、公園や文化施設などの所在など、地域の状況や資源等を、36学区ごとにまとめたものです。地域カルテをもとに、その地域で取り組む課題や、強みとなる資源を把握、共有することで、学区全体でまちづくりを進めることができます。



## 施策 まちづくり活動事例の発信

取組	4年後の目標
<p><b>1-③ 地域活動事例の集約及び発信</b></p> <p>まちづくり活動の事例を集約し、地域内外で事例の共有とまちづくりへの意識醸成につながるよう、事例集の配布や事例の発表会、地域間の意見交流会などの発信方法を検討、実施します。</p>	<p>地域が取り組む特色ある活動や工夫を凝らした取組を発信し広く共有することで、各地域のまちづくり活動に活用され、活動が活性化しています。</p>
<p><b>1-④ 地域の自発的な情報発信の支援</b></p> <p>まちづくり協議会の概要や活動内容、また地域で作成されたホームページをリンクさせるなど、大津市のホームページの充実を図ります。また地域イベントの周知など、市民が地域に関心をもち、活動への参加が促されるよう情報を定期的に集約し発信します。</p>	<p>まちづくり協議会や各学区自治連合会の活動、また組織体制等、地域の情報を大津市のホームページで積極的に発信することで、組織に対する信頼が高まるとともに、地域活動がより多くの人の目にとまり、活動への関心が高まっています。</p>

## 施策 広聴の充実

取組	4年後の目標
<p><b>1-⑤ パブリックコメント、意見交換会等市の施策への意見聴取の機会の充実</b></p> <p>これまで行ってきたパブリックコメントや意見交換会について、制度の周知や実施方法を工夫することに加えて、広く市民の意見聴取を行う手法や必要な情報を市民と共有する仕組みを検討、実施します。</p>	<p>市の施策や制度に対し、市民の関心、参加が広がるとともに、それぞれの意見が施策に反映され、市民の思いを反映した施策や制度が展開されています。</p>

### 大津市オープンデータ ポータルサイト

<https://www.city.otsu.lg.jp/opendata/index.html>



「オープンデータ」とは、自由に使える再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのことをいいます。

市が保有する情報をオープンデータとし、幅広く公開・提供することによって、革新的な新サービス・新産業の創出のみでなく、行政の透明性向上や住民の行政参加が促進され、地域課題の解決に寄与するとともに、企業活動や地域の活性化に繋がること期待されます。

## 視点2 本市の地域との協働体制の確立

市と市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体との協働のまちづくりを進めていくには、市の各部署も連携して、地域とともにまちづくりを行う体制を整える必要があります。また、多様化・複雑化する地域課題に対応していくため、これまで以上に、様々な分野で協働の取組を増やしていく必要があります。

### 施策 組織横断的な庁内連携体制の充実

取組	4年後の目標
<p><b>2-① 大津市職員協働推進本部を中心とした組織横断的な庁内連携体制の充実</b></p> <p>地域の課題を共有し、地域とともにまちづくりに取り組む体制を構築するため、大津市職員協働推進本部において庁内連携組織の検討を進めるとともに、地域とまちづくり活動に対する意見交換の場を設けるなど、協働によるまちづくりに向けた意識の向上を図ります。</p>	<p>まちづくり協議会等、地域内の横断的な組織とともに、まちづくりに取り組む庁内連携体制を構築することで、多様化・複雑化した地域課題の解決に協働で取り組むことができています。</p>
<p><b>2-② 大津市協働を進める三者委員会との連携強化</b></p> <p>市と地域の協働体制が多く事業で展開されるよう、また協働により事業を進める中で、それぞれが抱える課題を相談できる場となるよう三者委員会との連携を強化し、地域のまちづくり活動に対しての意見交換の場を充実させます。</p>	<p>地域活動事例を三者委員会とも共有し、それぞれの事例への意見交換を行うなど、市と地域との協働事業について三者委員会と連携を強化することで、様々な形の協働のまちづくりが生まれています。</p>
<p><b>2-③ 庁内における協働事例の共有</b></p> <p>庁内における協働で取り組む事業についての成功例、失敗例、課題等を共有することで、協働への理解を深めます。また、協働の視点で施策や事業を見直すことや、他課の事例を参考に、連携して取り組む事業の発見に繋げていきます。</p>	<p>庁内において、協働事例の共有により協働に対する理解が進むことで、地域との協働による事業実施に対する意識が醸成され、協働による事業が活発になるとともに、庁内での組織横断的な体制づくりが進んでいます。</p>

## 施策 協働の機会の拡充

取組	4年後の目標
<p><b>2-④ コミュニティセンターの設置及びまちづくり協議会による運営</b></p> <p>まちづくり協議会が設立され、地域の実情に合わせてコミュニティセンターが設置された際には、コミュニティセンターが地域の協働によるまちづくりを推進するための活動拠点として、まちづくり協議会による運営が円滑に進むよう、地域と協議しながら、必要な支援を実施します。</p>	<p>住民主体のまちづくりを進める拠点として、地域の実情に合わせてコミュニティセンターが設置されています。コミュニティセンターにはまちづくりの担い手が集い、様々な地域活動が活発に行われることで、地域の活動拠点としてさらに充実しています。</p>
<p><b>2-⑤ 協働による事業委託の拡充</b></p> <p>まちづくり協議会などに対して、コミュニティセンターをはじめ、地域内の公共施設の管理を委託するなど、地域との協働による事業委託の方法を検討し、実施します。</p>	<p>これまで市が担っていた公共の領域の事業についても、地域と分担して担う取組が広がっています。</p>

### コミュニティセンター

大津市では、行政窓口である支所と生涯学習の拠点である公民館の複合施設として、市民センターを設置しています。

今後、地域における課題やニーズが多様化、複雑化する中、地域課題を住民自らが解決していく必要性が高まっています。

そのため、生涯学習の拠点としての公民館機能は残しつつ、新たなニーズに対応したまちづくりと地域交流の拠点として市民センターを活用していくため、公民館のコミュニティセンター化と地域による自主運営に取り組んでいます。

コミュニティセンターでは、以下の取組を行っていきます。

- ①地域の主体的なまちづくり活動の推進に関すること
- ②地域の主体的な学びの推進に関すること
- ③地域の情報の収集及び発信に関すること
- ④コミュニティ活動の場の提供に関すること
- ⑤その他センターの設置の目的を達成するために必要なこと



### 視点3 市民団体・事業者・大学等と地域との連携促進

まちづくりのそれぞれの分野において知識や資源、ノウハウを有する市民団体・事業者・大学等が、地域の活動に参加することで、協働のまちづくりを推進するとともに、地域における担い手不足の解消につなげます。

#### 施策 コーティネート機能の強化

取組	4年後の目標
<p><b>3-① 市民活動センターによるコーティネート機能の充実</b></p> <p>市民活動センターによる相談支援の充実を図るとともに、市民活動センターの機能が認知され、十分に活用されるよう情報発信の充実を図ります。特に庁内において、市民活動センターの周知を定期的実施することで、市民活動センターの役割を認識し、協働によるまちづくり活動に取り組む意識の醸成を図ります。</p>	<p>市民団体及び事業者また行政が、市民活動センターを十分に活用することで、三者のネットワークが拡充し協働によるまちづくりが充実しています。</p>
<p><b>3-② 市民活動センターによる人材育成機能の強化</b></p> <p>市民活動センターによるパワーアップ市民活動応援事業を通じて、団体が協働のまちづくりの担い手として自立的に発展していけるよう、市民活動センターの専門性を活かした伴走型支援の充実を図ります。</p>	<p>市民団体や地縁団体等が協働のまちづくりの担い手として、自立した活動を展開することで、行政や事業者との協働によるまちづくりが充実しています。</p>

#### 大津市市民活動センター

住所 〒520-0047 大津市浜大津 4-1-1 (明日都浜大津1階)  
 電話 077-527-8661 FAX 077-527-8662

市民公益活動に関する人や情報が活発に行き交い、利用団体同士の連携や交流が促進される協働の拠点施設となることを目的として、平成18年に開設した施設です。

市民公益活動に関する講座や講習会の開催、NPO、大学、事業者等の相互連携、また市民公益活動に関する調査研究、市民活動の活性化や視野を広げるための交流会などを行っています。





## 施策 マッチング機能の強化

取組	4年後の目標
<p><b>3 - ③ 大津市まちづくり提案制度によるマッチングの拡充</b></p> <p>大津市まちづくり提案制度を広く周知し、多くの方に活用されるとともに、協働事業の実施につながるよう事業者や大学等との連携を図ります。</p>	<p>大津市まちづくり提案制度が活用され、また市民・市民団体や事業者、行政の課題共有の場として制度を充実させることで、多様な主体間のマッチングが進み協働によるまちづくりが発展しています。</p>

## 施策 ネットワークの形成

取組	4年後の目標
<p><b>3 - ④ 市民活動センターによる各種連携・交流促進事業の実施</b></p> <p>交流会や意見交換会、協働意識の醸成に向けた研修などの実施により、市民・市民団体、事業者、市民公益活動団体との間にネットワークを形成し、横断的に地域課題を解決する体制が生まれやすい環境を整えます。</p>	<p>まちづくり協議会など地域のまちづくりに取り組む団体と、NPO 法人や事業者などが連携・協力して、地域課題の解決に一体的に取り組むまちづくりが進んでいます。</p>
<p><b>3 - ⑤ 大学との連携促進</b></p> <p>大学と市民・市民団体、事業者及び行政とが広範な連携ネットワークを形成し、豊かな知的資源及び人的資源を十分に活用できるよう、大学との協力関係を拡充します。</p>	<p>大学の豊かな知的資源及び人的資源が地域のまちづくりの幅広い分野で活用されるとともに、大学生が地域の中で活躍し、本市への愛着を深めています。</p>

### 大津市まちづくり提案制度

大津市まちづくり提案制度は、多様な主体の参画を募って協働事業を実施しようとする市民・市民団体又は事業者を募集し、市民・市民団体又は事業者が実施しようとする協働事業の内容を公表する制度です。

広報おおつや大津市のホームページ、市民活動センターなどを通して、多様な世代、団体に周知し、協働の機会の創出につなげます。

## 視点4 住民自治(地域自治)の推進

地域課題を地域で解決し、地域の特色や実情に応じたまちづくりを進めていくため、市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体が情報を共有し、同じ目的や当事者意識をもってまちづくりに取り組む体制をさらに広げていく必要があります。そのため、まちづくり協議会やその基礎となる単位自治会等に対する支援の充実を図っていきます。

### 施策 連携・協力した地域のまちづくり活動への支援

取組	4年後の目標
<p><b>4 - ① まちづくり協議会の設立及び運営支援の充実</b></p> <p>地域の様々な主体が連携・協力してまちづくりを行うまちづくり協議会の設立に対し、設立支援補助金の交付による財政支援と合わせ各学区での説明会や個別協議、また先進事例の共有など必要な支援を実施します。また、設立された学区において、運営が継続されるよう、すでに実施している運営補助金の他、必要な支援を検討します。</p>	<p>地域の実情に合わせてまちづくり協議会の設立が進むとともに、設立されたまちづくり協議会の運営が継続されることで、住民自治の確立と持続可能なまちづくりが推進されています。</p>
<p><b>4 - ② まちづくり協議会の周知</b></p> <p>まちづくり協議会等地域が連携・協力して取り組むまちづくり活動について、市のホームページや広報等で広く周知するとともに、意見交換会の開催や定期的な情報発信等により、住民や市職員への理解を図ります。</p>	<p>まちづくり協議会の活動など、地域が連携・協力して取り組むまちづくり活動が多くの市民や市職員に認識され、地域への関心が高まることで、多様な人々や団体がまちづくりに参加しています。</p>
<p><b>4 - ③ 先行学区の取組事例の共有</b></p> <p>設立を進めている学区では、設立に向けたスケジュールや進め方、他団体との調整などにおいて、どのように進めていかわからないとの意見も多くあるため、設立に向けた取組の参考となるよう先行学区との意見交換会を定期的に行います。</p>	<p>まちづくり協議会が設立された学区の取組を共有することで、これから取組を進める学区の参考となり、設立に向けた取組が円滑に進みます。</p>
<p><b>4 - ④ 地域のまちづくりに合わせた支援のあり方の検討</b></p> <p>地域の取組に合わせて、意見交換や情報提供等の支援を行うとともに、地域の実情に合わせて柔軟に活用できる補助金制度のあり方等、地域のまちづくりに合わせた支援について検討します。</p>	<p>それぞれの地域の実情に合わせた支援が充実し、地域がそれらを柔軟に活用することで、地域の実情に合わせたまちづくり活動が展開されています。</p>

## 施策 地域活動の活性化

取組	4年後の目標
<p><b>4-⑤ 自治会加入促進事業</b></p> <p>地域活動の基礎単位となる自治会への加入を促進するため、役員等の負担となっている行政からの依頼等の見直しを進めるとともに、各学区自治連合会及び単位自治会等と連携し、効果的な自治会加入促進の取組を検討し、実施します。</p>	<p>自治会加入促進に係る地域や行政の取組の成果により、自治会加入率があがることで、自治会活動をはじめとした地域活動を支える人が増え、身近な助け合い、支え合いができる安心・安全なまちづくりが進んでいます。</p>
<p><b>4-⑥ 地域活動事例の集約及び発信</b></p> <p>自治会などが実施している地域活動事例集作成のため、多くの活動事例を集約するとともに、ホームページや広報等で広く周知します。</p>	<p>様々な地域団体が取り組む地域の安心・安全なまちづくり活動を集約し発信することで、地域活動の意義、必要性が認識され、当事者意識をもって地域活動に参画する人が増えています。</p>

## 施策 中間支援機能の拡充

取組	4年後の目標
<p><b>4-⑦ 市民活動センターの中間支援機能の強化</b></p> <p>市民活動センターの機能として、地域課題の解決に向け、市民・市民団体、事業者、行政の間に立ち、橋渡しの役割を担うなど、中立的な立場で支援を行う中間支援機能を強化します。</p> <p>また、市民団体による各種助成金の獲得など、財源確保に向けた支援を行っていきます。</p>	<p>市民活動センターの中間支援機能が強化され、まちづくり協議会や市民公益活動団体、行政との連携・協力が進み、協働によるまちづくりが推進されています。</p>

### まちづくり協議会

まちづくり協議会は、協議に基づいて地域の課題は地域で解決する、住民主体の自治組織です。当該地域の各種団体、事業者や個人などを包括した、当該地域を代表する組織です。

設立することで、多様な人材がさまざまな関わり方で、連携・協力して住み良いまちづくりの実現を目指します。



第6章

# 改定計画の推進体制

## 1 改定計画の進捗管理

改定計画が計画どおりに実施され、4年後の目標が達成されるためには、進捗の管理を行うことが大切です。また、4年後には本計画を改めて検証し、後期に向けて、必要に応じて計画を改定する必要があります。そのため、大津市職員協働推進本部において、計画の進捗管理を行っていきます。

進捗管理の方法としては、4つの視点の各施策に定めた取組ごとに、4年後の目標に向けて、計画どおりに進められているか、毎年度点検し、評価を行います。

なお、大津市職員協働推進本部での評価結果については、大津市協働を進める三者委員会に対して報告し、取組の状況について情報共有します。

## 2 改定計画の実施体制

改定計画の目標は、行政だけでなく、市民・市民団体及び事業者などの多様な主体がその役割を果たしていくことで達成されるものです。特に、本市や地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域課題が多様化・複雑化している中、三者協働によるまちづくりを進めていくことが必要です。

そのため、地域においては、市民・市民団体及び事業者など地域の様々な主体が情報を共有し、同じ目的をもってまちづくりに取り組む体制をさらに広げていくとともに、行政においては、地域とともにまちづくりに取り組む体制をより一層充実させ、相互連携により計画を実施していきます。

## 参考資料

### ○大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例

大津では、里山や琵琶湖の豊かな恵みを、古代から現代に至るまで享受し、守りながら、人々が行き交い、暮らしを受け伝え、まちを発展させてきました。

そうした営みを、地域社会の助け合いの仕組みである「結」などによって、人々は守ってきました。

また、こうした仕組みの中で、人々は、お年寄りや子どもを気遣い、全ての人々が安心して生きることができる社会の実現に向けた努力を積み重ねてきました。

今日では、多くの公共サービスが行政によって担われています。しかし、人々の生活や価値観が多様化し、行政のサービスでは対応できないことが増え、多様なニーズに対応する人材や財源の確保が難しくなっています。

その一方で、大津では、市民・市民団体及び事業者による市民公益活動が盛んになっています。この市民公益活動と行政の力を合わせて「みんなのため」の公共サービスを「みんなで支える」ことができれば、自治の力は高まり、まちは活き活きとします。これらの活動をより創造的かつ持続的に育むためには、大津が歴史的に育んできた「結」の仕組みを現代に甦らせ、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、対等な関係のもとで共通の目的を持ち、共に社会基盤を整えることが求められています。

この条例は、市民・市民団体、事業者及び市の三者が、「協働」という新しい「結」を実現するための理念と仕組みを明らかにするものです。わたしたちは、この仕組みを活用し、市民・市民団体、事業者及び市という立場から、またそうした立場を超えて愛着と誇りを持つことができる大津を築いていくためにこの条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における協働によるまちづくりの基本理念及びその実現を図るための協働に関する基本的事項を定め、協働によるまちづくりを推進することにより、人と人のつながりを強め、誰もが愛着と誇りを持って、住み続けたい大津を築いていくことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 協働 市民・市民団体、事業者及び市がその自主的な行動のもとに、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程又はそれぞれの過程において、話し合いに基づいて役割を分担し、共通の目的である公共的な課題の解決のために力を合わせてまちづくりに取り組むことをいう。
- (2) 参画 協働によるまちづくりを推進するために必要となる取組の企画立案、実施、評価及び改善の全ての

過程又はそれぞれの過程において市民・市民団体、事業者及び市が主体的に参加し、意思形成に関わることをいう。

- (3) 市民公益活動 市民・市民団体及び事業者が自主的かつ主体的に行う活動であって、不特定多数のもの  
の利益の増進を図ることを目的とするものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。
  - ア 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする経済活動
  - イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動
  - ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動
  - エ 特定の公職(公職選挙法(昭和25年法律第100号)第3条に規定する公職をいう。以下この号において  
同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、  
又はこれらに反対することを目的とする活動
- (4) 市民公益活動団体 本市の区域内において市民公益活動を継続的に行う市民団体又は事業者をいう。
- (5) 市民 本市の区域内に居住し、通勤し、若しくは通学し、又は本市の協働に参画する者
- (6) 市民団体 地域自治組織(自治会その他の本市の区域内に居住する者の地縁に基づいて組織された  
団体をいう。)、NPO 法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営  
利活動法人をいう。)、ボランティア団体その他の団体をいう。
- (7) 事業者 本市で営利を目的とする事業を行う個人又は法人をいう。
- (8) 社会資源 人材、情報、資金、場所、知恵、技等の協働の推進に必要な資源をいう。

(基本理念)

第3条 協働によるまちづくりは、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)に基づいて推進するものとする。

- (1) 市民・市民団体、事業者及び市は、共にまちづくりに取り組むパートナーとして常に対等であること。
- (2) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれがまちづくりの当事者意識を持つとともに、自主性を重んじる  
こと。
- (3) 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれ互いの特性と役割を理解し、長所を活かし合うとともに、互い  
に求められる役割を高められるよう自己変革に努めること。
- (4) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりに必要な情報を発信し、その共有に努め、透明性の高  
い開かれた関係を目指すこと。
- (5) 市民・市民団体、事業者及び市は、互いにまちづくりの目的意識の共有に努めること。

(市民の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主体として自らができることを考え、行動するとともに、協働によるまちづくりに積極的  
に参加し、及び参画するよう努めるものとする。

2 市民は、自らだけでなく、一人でも多くの市民が協働によるまちづくりに参加し、及び参画することができるよう連携に努めるものとする。

3 前2項の市民の役割は、強制されるものではなく、一人ひとりの市民の自発性に基づくものでなければならない。  
(市民団体の役割)

第5条 市民団体は、市民、事業者及び市との協働を図り、協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 市民団体は、地域社会の一員としてその活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民の参加又は参画が得られるよう努めるものとする。

3 市民団体は、協働によるまちづくりの推進のため、財政基盤を整えるよう努めるものとする。

4 前3項の市民団体の役割は、強制されるものではなく、市民団体の自発性に基づくものでなければならない。  
(事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、協働に関する理解を深めるとともに、自発的に協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

2 事業者は、地域経済の発展及び雇用の確保等に果たす役割を自覚し、市民・市民団体及び市と連携し、及び協力して、地域の活性化に努めるものとする。

3 事業者は、市民公益活動がまちづくりに果たす役割の重要性を十分理解し、積極的に社会資源の提供に努めるものとする。

4 前3項の事業者の役割は、強制されるものではなく、事業者の自発性に基づくものでなければならない。  
(市の役割)

第7条 市は、協働によるまちづくりを率先して推進するものとする。

2 市は、協働によるまちづくりの推進のため、本市職員の意識、行政運営及び行政組織に関する改革に努めるものとする。

3 市は、協働によるまちづくりの推進を図るため、公共的な課題に取り組む市民公益活動が活発に行われるようにするための環境整備に努めるものとする。

4 市は、基本理念に基づき、協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策(以下「協働施策」という。)を実施するよう努めるものとする。

(啓発及び研修)

第8条 市民・市民団体、事業者及び市は、自ら協働に関する理解を深めるとともに、相互に協力して、協働に関する啓発及び研修を行うものとする。

2 市は、協働に関する啓発、研修等を通じて、本市職員の理解の増進を図るとともに、本市職員による協働によるまちづくりの実践に役立てるよう努めるものとする。

(情報共有)

第9条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりに関する必要な情報を相互に発信し、及び収集し、並びに共有するよう努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりに関する情報環境を整備し、情報の活用に努めるものとする。

3 市は、市の施策の企画立案、実施、評価及び改善の全ての過程において、情報の提供に努めるものとする。  
(協働によるまちづくりの推進のための資金)

第10条 市民・市民団体、事業者及び市は、協働によるまちづくりの推進に必要な資金の円滑な調達及び配分に努めるものとする。

2 市は、協働によるまちづくりを推進するため、予算の範囲内で、適切な財政的措置を講ずるよう努めるものとする。

(活動場所)

第11条 市民・市民団体、事業者及び市は、市民公益活動を推進するため、活動場所を相互に提供し、活用し合うよう努めるものとする。

2 市は、市民公益活動を推進するため、市民公益活動団体への公共施設の提供に努めるものとする。

(協働事業の推進)

第12条 市民・市民団体、事業者及び市は、それぞれの社会資源を活かした協働による事業(以下「協働事業」という。)の推進に努めるものとする。

2 市は、市の業務のうち市民・市民団体及び事業者が有する専門性、地域性等の特性を活かすことができる分野については、当該業務を委託し、又は当該業務への提案等の機会を確保するよう努めるものとする。

3 市は、市民・市民団体及び事業者が多様な形態で市政に参画することができるための仕組みを整備するよう努めるものとする。

(大津市協働推進計画)

第13条 市長は、協働施策を総合的かつ計画的に推進するため、大津市協働推進計画(以下「推進計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、推進計画の策定、変更及び廃止に当たっては、次条に定める委員会の意見を聴くものとする。

3 市長は、推進計画を策定し、変更し、又は廃止したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 市長は、毎年度、推進計画に基づいて講じた協働施策の実施状況を公表するものとする。

5 市長は、協働施策の実施状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直すものとする。

(大津市協働を進める三者委員会の設置)

第14条 この条例による協働によるまちづくりの推進を実効性あるものにし、時代の流れに対応させるため、市長の附属機関として、大津市協働を進める三者委員会(以下「委員会」という。)を置く。



- 2 委員会には、必要に応じて専門部会を設置することができる。
- 3 委員会は、次に掲げる事項を調査審議する。
  - (1) 推進計画の策定、変更及び廃止に関すること。
  - (2) 協働施策の評価に関すること。
  - (3) 協働施策の提案に関すること。
  - (4) 協働事業の推進に関すること。
  - (5) その他協働によるまちづくりの推進のため市長が必要と認めること。
- 4 委員会は、前項各号に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 5 委員会は、委員15人以内をもって組織する。
- 6 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
  - (1) 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者で、市長が行う委員の公募に応募したもの
  - (2) 市民公益活動団体の構成員
  - (3) 事業者の役員又は職員
  - (4) 学識経験を有する者
  - (5) 本市職員
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者
- 7 前項第1号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき又は適任者がなかったときは、公募によらず、本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する18歳以上の者のうちから委員を委嘱することができる。
- 8 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 9 委員は、再任されることができる。
- 10 委員会の会議(以下「会議」という。)は、原則として公開する。ただし、会議の決定により非公開とすることができる。
- 11 前各項に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、規則で定める。

(条例の検討)

第15条 市長は、この条例の施行後5年を目途として、この条例の運用の実績等を勘案し、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

## ○大津市協働を進める三者委員会の運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(平成23年条例第1号)第14条第11項の規定に基づき、大津市協働を進める三者委員会(以下「委員会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、市民部協働のまちづくり推進室において処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

## ○大津市職員協働推進本部設置規則

(設置)

第1条 大津市「結の湖都」協働のまちづくり推進条例(平成23年条例第1号。以下「条例」という。)の基本理念に基づき協働のまちづくりを推進するため、大津市職員協働推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(所掌事務)

第3条 本部の所掌事務(以下「所掌事務」という。)は、次のとおりとする。

- (1) 協働によるまちづくりを推進するために必要となる施策の調査及び研究に関すること。
- (2) 市民公益活動が活発に行われるようにするための環境の整備に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 大津市協働推進計画に関すること。
- (4) 市民・市民団体又は事業者の提案による協働事業(条例第12条第1項に規定する協働事業をいう。)の推進に関すること。

(組織)

第4条 本部は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部員
- (4) 推進員

2 本部長は、主管の副市長の職にある者をもって充てる。

3 副本部長は、市民部長の職にある者をもって充てる。

4 本部員は、別表第1の本部員の欄に掲げる職にある者をもって充て、及び別表第2の本部員の欄に掲げる職にある者に対し市長が委嘱する。

5 推進員は、別表第1の推進員の欄に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちから市長が指名する者とし、2人以上いるときはそれらの者のうちから市長が指名する者とする。)をもって充て、及び別表第2の推進員の欄に掲げる職にある者(当該職にある者が、いないときは当該職に係る課において当該職以上の職位にある者のうちの1人とし、2人以上いるときはそれらの者のうちの1人とする。)に対し市長が委嘱する。

(職務)

第5条 本部長は、市長の命を受けて、本部の事務を総括するとともに、本部員及び推進員を指揮監督する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 本部員は、本部長の命を受けて、所掌事務を処理する。

4 推進員は、本部員を補佐し、所掌事務を処理する。

(会議)

第6条 本部の会議は、本部員会議及び推進員会議とする。

(本部員会議)

第7条 本部員会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成し、所掌事務について審議する。

2 本部員会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

3 本部員会議は、必要があると認めるときは、本部員会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(推進員会議)

第8条 推進員会議は、副本部長、市民部次長である本部員及び推進員で構成し、所掌事務について協議する。

2 推進員会議は、副本部長が招集し、副本部長が議長となる。

3 推進員会議は、必要があると認めるときは、推進員会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキングチーム)

第9条 本部長は、専門の事項を審議させるため必要があるときは、本部にワーキングチームを置くことができる。

2 ワーキングチームは、ワーキングメンバーで構成する。

3 ワーキングメンバーは、職員のうちから市長が任命し、又は委嘱する。この場合において、ワーキングメンバーの一部については、公募に応募した職員及び推進員(ワーキングチームの業務に従事することを希望する者に限る。)のうちから任命し、又は委嘱するものとする。

4 ワーキングメンバーの任期は、2年以内において市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 ワーキングメンバーは、本部長が指揮監督する。

6 ワーキングメンバーは、本部員及び推進員を補佐し、所掌事務を処理する。

7 ワーキングチームにチームリーダーを置き、ワーキングメンバーの互選によって定める。

8 ワーキングチームは、チームリーダーが招集する。

(庶務)

第10条 本部の庶務は、市民部協働のまちづくり推進室において処理する。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、平成23年6月29日から施行する。

別表第1(第4条関係)

部局	本部員	推進員
政策調整部	政策調整部次長	企画調整課長補佐
総務部	総務部次長	総務課長補佐
市民部	市民部次長	自治協働課長補佐
福祉子ども部	福祉子ども部次長	福祉政策課長補佐
健康保険部	健康保険部次長	長寿政策課長補佐
産業観光部	産業観光部次長	商工労働政策課長補佐
環境部	環境部次長	環境政策課長補佐
都市計画部	都市計画部次長	都市計画課長補佐
建設部	建設部次長	地域交通政策課長補佐

別表第2(第4条関係)

部局	本部員	推進員
企業局	企業総務部企業総務長	企業総務課長補佐
教育委員会事務局	教育部次長	教育総務課長補佐
消防局	消防局次長	消防総務課長補佐

○協働のまちづくり推進計画の取組ごとの進捗確認

進捗表記			
・	検討	○	◎
		○	◎
			◎
			◎

基本方針1. 市政における市民・市民団体及び事業者の参加、協働の推進		スケジュール・進捗確認			
基本施策1 市政情報の公開、地域課題の共有と見える化を進める		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 市民協働が進む市政情報や地域課題の公開・共有のしくみの構築		・	・	○	○
広報ガイドラインの策定					
オープンデータの実施		◎	◎	◎	◎
既存のSNS、メール配信システム等の利用・拡充					
取り組み(2) 市政情報や地域課題をより多くの市民に分かりやすく伝える多様な媒体の活用		○	○	◎	◎
【再】既存のSNS、メール配信システム等の利用・拡充		◎	◎	◎	◎
基本施策2 市民・市民団体及び事業者の市政への参画の場や機会を拡充する		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 市の制度や施策の企画立案、実施、評価、改善(PDCA)における市民参画の制度の検討・拡充		・	・	○	○
広聴(事業レビュー、パブリックコメント、意見交換会等)の充実		◎	◎	◎	◎
取り組み(2) 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供		・	・	○	○
まちづくり提案制度(旧称:協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し		・	○	◎	◎
取り組み(3) 協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての公共施設の活用の推進		◎	◎	◎	◎
市民活動センターの各種連携・交流促進事業		◎	◎	◎	◎
基本施策3 市の施策・事業の協働可能性を検討・評価する機会をつくる		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化		・	・	○	○
三者委員会における協働事業評価の検討		・	・	○	○
取り組み(2) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの制度化		・	・	○	○
協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの検討		・	・	○	○
基本施策4 市からの提案による協働事業をつくる		H29	H30	R1	R2
取り組み(1) 協働提案制度など市からの課題提案に対する協働事業の継続実施及び見直し		・	・	○	○
【再】まちづくり提案制度(旧称:協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し		・	○	◎	◎
取り組み(2) 市からの協働の可能性に関する情報の発信		・	・	◎	◎
【再】まちづくり提案制度(旧称:協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し		・	○	◎	◎
取り組み(3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設		・	・	○	○
【再】まちづくり提案制度(旧称:協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し		・	○	◎	◎

基本方針2. 市民・市民団体及び事業者から市政へのアプローチによる協働の推進		スケジュール・進捗確認			
基本施策1 市民・市民団体及び事業者による地域課題の分析を進める		H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 市民・市民団体及び事業者による地域課題の調査・分析に対する支援制度の創設	.	.	○	○
	地域カルテの作成	○	○	○	○
	【再】オープンデータの実施				
基本施策2 市民・市民団体及び事業者による地域課題やその解決に向けた取り組みの情報発信を進める		H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 地域課題とその解決に向けた取り組みの発信・共有ができる統一された媒体の構築	.	.	.	.
	【再】地域カルテの作成	.	○	◎	◎
	【再】まちづくり提案制度(旧称;協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し				
基本施策3 市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業をつくる		H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 協働提案制度など市民・市民団体及び事業者からの提案による協働事業の継続実施及び見直し	.	.	○	○
	【再】まちづくり提案制度の充実(協働のきっかけ、機会の創設)	.	○	◎	◎
	取り組み(2) 協働事業の実施に必要な多様な資金を見つけ、募るしくみづくり	.	.	○	○
	市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」	.	.	○	○
	取り組み(3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実	.	.	○	○
	【再】まちづくり提案制度の充実(協働のきっかけ、機会の創設)	.	○	◎	◎
	取り組み(4) 協働事業の実施に必要な多様な広報媒体の提供(再掲)	.	.	○	○
	【再】まちづくり提案制度の充実(協働のきっかけ、機会の創設)	.	○	◎	◎

基本方針3. 公共の担い手・協働の主体の充実(担い手や主体を豊かにする)		スケジュール・進捗確認			
基本施策1 協働の担い手となる市民団体及び事業者が育まれるしくみをつくる		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 協働によるまちづくりの担い手となる人材やリーダーが育つ環境づくり・人材発掘		◎	◎	◎	◎
	パワーアップ・市民活動応援事業の充実、市民活動センター機能の充実による、人材の発掘、育成	◎	◎	◎	◎
取り組み(2) 協働提案制度など市民団体及び事業者による市民公益活動の支援の継続実施及び見直し		.	.	○	○
	【再】パワーアップ・市民活動応援事業の充実、市民活動センター機能の充実による、人材の発掘、育成	◎	◎	◎	◎
取り組み(3) 既存のしくみなども活用した市民団体及び事業者による市民公益活動への多様な資金確保のしくみづくり		.	.	○	◎
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」	.	.	◎	◎
取り組み(4) 市民団体の資金確保のための支援		◎	◎	◎	◎
	市民活動センターにおける広報力アップ講座の開催				
	【再】パワーアップ・市民活動応援事業の充実、市民活動センター機能の充実による、人材の発掘、育成	◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」				
取り組み(5) 市民団体及び事業者のまちづくり活動への多様な主体の参加の支援		.	.	○	○
	市民活動センターにおける市民活動体験講座の開催				
	【再】市民活動センターにおける広報力アップ講座の開催	◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」				
取り組み(6) 市民団体及び事業者の情報公開・信頼性向上のためのしくみづくり		.	.	.	○
	市民活動センターにおける各種情報発信事業	◎	◎	◎	◎
	【再】まちづくり提案制度の充実(協働のきっかけ、機会の創設)				
基本施策2 協働の理解を広げ、普及を図る		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 協働のまちづくり推進計画の周知		◎	◎	◎	◎
	協働のまちづくり推進計画の周知	◎	◎	◎	◎
取り組み(2) 協働のまちづくりハンドブックの改訂・活用		.	.	◎	◎
	「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
取り組み(3) 協働ガイドブックの作成・活用		.	.	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
取り組み(4) 協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設		.	.	◎	◎
	協働の好事例集の作成	.	.	◎	◎



基本施策3 市民活動センターの機能を強化し、三者との連携を進める		H29	H30	R1	R2
取り組み(1) 市民団体及び事業者の有する社会資源の把握・活用の促進(コーディネーション力の強化)		.	.	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」	.	.	◎	◎
取り組み(2) 市民団体及び事業者それぞれ及び相互の交流と連携の強化(コーディネーション力の強化)		.	.	◎	◎
	【再】市民活動センターの各種連携・交流促進事業	◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」				
取り組み(3) 市民団体の活動や組織への支援の充実		◎	◎	◎	◎
	【再】パワーアップ・市民活動応援事業の充実、市民活動センター機能の充実による、人材の発掘、育成				
	【再】市民活動センターにおける各種調査・市民ファンドの検討、「大津・SDGsくるくるチャリティプロジェクト」	◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける広報力アップ講座の開催				
	市民活動センターにおける各種相談事業				
取り組み(4) 専門的かつ多様な相談窓口機能の強化(コーディネーション力の強化)		.	.	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種相談事業	○	◎	◎	◎
取り組み(5) 協働に関する情報の収集・発信の強化		◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターにおける各種情報発信事業	◎	◎	◎	◎
取り組み(6) 市民活動センターの外部評価の活用		.	.	◎	◎
	第三者評価委員会の開催	◎	◎	◎	◎
基本施策4 地域自治・住民自治を豊かにする		H29	H30	R1	R2
取り組み(1) 地域の状況に応じた魅力的な地域コミュニティの自治活動の推進		.	.	○	○
	自治会活動事例の収集、発信	○	◎	◎	◎
	まちづくり協議会設立支援				
取り組み(2) 地域コミュニティの自治活動への多様な世代の参加の支援		.	.	○	○
	【再】自治会活動事例の収集、発信	○	◎	◎	◎
	【再】まちづくり協議会設立支援				
取り組み(3) 学区単位による社会の変化と状況に応じた地域自治のしくみづくり		.	.	○	○
	【再】まちづくり協議会設立支援	○	◎	◎	◎
基本施策5 協働のノウハウの共有を進める		H29	H30	R1	R2
取り組み(1) 協働の理解を深め、協働を実践していくためのノウハウや情報の共有		.	.	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	○	○	◎	◎
	【再】協働の好事例集の作成				
取り組み(2) 協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施		.	.	.	.
		◎	◎	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎

基本施策6 協働の触媒となる機能・人材・場の整備を進め、充実を図る		H 29	H 30	R 1	R 2
取り組み(1) 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の発掘と育成		・	・	◎	◎
	現在、実施なし				
取り組み(2) 協働を推進するためのコーディネート機能を実現する人材の配置		・	・	○	○
	現在、実施なし				
取り組み(3) 協働のきっかけとなる場や機会の創設・充実(再掲)		・	・	○	○
	【再】まちづくり提案制度の充実(協働のきっかけ、機会の創設)	・	○	◎	◎
取り組み(4) 協働のまちづくりを推進する拠点(窓口)としての公共施設の活用の推進(再掲)		◎	◎	◎	◎
	【再】市民活動センターの各種連携・交流促進事業	◎	◎	◎	◎

推進体制・三者協働を豊かにするための市政における推進体制の充実		スケジュール・進捗確認			
1	職員の協働意識の醸成を進める	H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 協働のまちづくり推進計画の周知(再掲)	◎	◎	◎	◎
	【再】協働のまちづくり推進計画の周知	◎	◎	◎	◎
	取り組み(2) 協働ガイドラインの活用	・	◎	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
	取り組み(3) 協働のグッドプラクティス(好事例)の顕彰制度の検討・創設(再掲)	・	・	◎	◎
	【再】協働の好事例集の作成	・	・	◎	◎
2	協働を推進するためのプロセスやノウハウ(進め方や方法)の共有を進める	H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 協働を実践するためのガイドラインやチェックリストなどの策定・活用	・	◎	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
	【再】協働のまちづくりの視点による施策や事業の見直しの検討	◎	◎	◎	◎
	取り組み(2) 協働事業費の積算ガイドラインやルールづくり	・	・	・	・
	現在、実施なし	△	△		
	取り組み(3) 協働の理解を深め、協働を実践していくための講座や研修などの実施(再掲)	◎	◎	◎	◎
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
3	協働を推進するための制度を充実させる	H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 協働のまちづくりの視点による人事政策の実施	・	・	○	○
	【再】「大津市まちづくりガイドブック」の作成	◎	◎	◎	◎
	取り組み(2) 協働のまちづくりの視点による施策や事業の評価手法の制度化(再掲)	・	・	○	○
	【再】三者委員会における協働事業評価の検討	・	・	○	○
	取り組み(3) 予算連動による協働推進のしくみの検討・モデル事業の実施	・	・	・	・
	現在、実施なし	△	△		
	取り組み(4) 職員協働推進本部などの協働推進体制の強化	・	・	◎	◎
	職員協働推進本部の開催、まちづくり提案制度における意見交換会への参加	・	○	◎	◎
	取り組み(5) 協働しやすくするための規制緩和・手続きの簡素化・明確化	・	・	○	○
	【再】まちづくり提案制度(旧称:協働提案制度テーマ型提案事業)の見直し	・	○	◎	◎
4	協働を推進するための進捗管理・評価体制を確立させ、運用する	H 29	H 30	R 1	R 2
	取り組み(1) 各所属における協働のまちづくり推進計画の取り組みに対する進捗管理及び評価の実施	・	◎	◎	◎
	【再】三者委員会における協働事業評価の検討	・	・	◎	◎
	取り組み(2) 協働を進める三者委員会と協働推進本部が連携した定期的な協働のまちづくり推進計画の進捗評価と課題の検証・改善の実施	・	◎	◎	◎
	協働を進める三者委員会と協働推進本部による協働のまちづくり推進計画の進捗管理	・	・	◎	◎

# 大津市協働のまちづくり推進計画 改定計画

発行 / 大津市(協働のまちづくり推進室)

発行年月 / 令和3(2021)年3月

〒520-8575 大津市御陵町3番1号 電話:077-523-1234(代表)